

## 入札に関する質問書(回答)

令和8(2026)年2月5日

購入件名	栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力
------	--------------------------

番号	質問内容	回答内容
1	<p>契約期間中に、受電設備(トランス・変圧器容量等)の増設工事を予定している施設はありますでしょうか。</p> <p>該当する施設がある場合、増設工事後に契約電力が増加し、1年を満たないで契約電力を減少または需給契約を廃止される場合は、増加された日に遡って、接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>また、現在の契約期間中に増設工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承願います。</p>	契約期間中に受電設備の増加工事を予定している施設はありません。
2	<p>現時点において受電設備(トランス・変圧器容量等)の増設工事が予定されていないくとも、予定の変更などで、上記の事例となった場合は、増加日された日に遡って、接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。</p>	料金の精算について承知しました。
3	<p>電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、接続送電サービス料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。</p>	料金の精算について承知しました。
4	<p>弊社は令和6年4月1日の電気需給約款の改定により電力量単価が単一となる料金プラン(ベーシックプラン)での応札となります。毎月の電力量料金内訳も(夏季・その他季等2窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等4窓)の区別がなく、単一単価が表示されますがよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
5	<p>入札金額を税込金額から税抜金額(110分の100に相当する金額)にする場合は円未満切り上げ(小数点以下切り上げて表示)の算定方法でよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
6	<p>基本料金は力率100%(力率割引あり)を前提に算定すればよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
7	<p>電気料金請求書(払込用紙)はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておりません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」にてお知らせさせていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。</p> <p>また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。</p>	問題ありません。

8	落札後の契約条件を確認する必要があるため、入札前に契約書(案)をご提示いただけますでしょうか。	提示可能です。 本回答に併せて公表いたします。
9	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては地域を所轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約締結前において、契約書及び覚書並びに細目的事項について協議することは可能です。 なお、旧一般電気事業者の電気受給約款に依拠する形で契約を締結することは可能です。
10	一般送配電事業者の託送供給約款の見直し(レベニューキャップ制度)等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靭化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	本回答に併せて公表します契約書(案)第16条に基づき協議に応じます。
11	弊社では、2026年3月末を以て旧電気料金プランが廃止となるため、2026年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。 それに伴い、燃料費調整制度(基準燃料価格、基準燃料単価および係数)ならびに市場価格調整制度(基準市場価格、基準市場単価)が見直されます。弊社が落札した場合は、2026年4月1日に電気需給約款による算定を行いますがよろしいでしょうか。	支障ありません。
12	弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、ベーシックプランの燃料費調整額および市場価格調整額による調整を行うことでよろしいでしょうか。	支障ありません。
13	弊社が落札した場合、実際の基本料金算定にあたっては、各月の実測力率により算定することでよろしいでしょうか。	支障ありません。
14	弊社が落札した場合、計量日はこれまでどおりの検針日となりますがよろしいでしょうか。 その場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での請求書の合算は行えず、場合により年間の請求が13回になることがありますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
15	開札の結果により、供給する小売電気事業者が変更となる場合は、供給者変更(スイッ칭)の申込手続きを小売電気事業者が行う必要があります。 一般送配電事業者の取り決めにより、スイッ칭の申込期日が厳格に定められているため、開札以降すみやかに、小売電気事業者宛に廃止申込および使用申込手続きを行っていただきますようよろしくお願ひいたします。	承知しました。
16	質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	可能です。

17	入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	変更や修正が生じた場合は、入札への参加を希望された入札参加資格を有する者に対して、メールにより連絡をさせていただくほか、県ホームページに掲載いたします。
18	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	問題ありません。
19	当該案件の施設の中に予備電源もしくは予備線に該当する施設はございますか？	該当施設は、ありません。
20	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	承知しました。
21	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承いただけますか。	承知しました。
22	料金算定期及び内訳書作成時における端数処理(月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金)につきましてご指定ございますか。	月毎に合計額は、小数点以下切り捨てです。合計額が税込みの場合、110分の100に相当する金額(入札価格)は、小数点切上げです。
23	入札金額の算定にあたっては、力率を100%(内訳書上は力率割引の記載だったので85%の記載)として考慮してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願ひします。	承知しました。
25	計量日は毎月1日でしょうか。	現在の計量日は以下のとおりです。 ・鬼怒水道事務所:地区番号24(計量日:23日) ・板戸取水場: 地区番号22(計量日:20日)
26	支払に関して、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。	問題ありません。

27	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	承知しました。
28	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	契約期間中に受電設備の增加工事を予定している施設はありません。
29	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	鬼怒水道事務所、板戸取水場のどちらの施設も、『東京電力エナジーパートナー株式会社』です。
30	落札後、契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約締結前において、契約書及び覚書並びに細目的事項についての協議等をすることは可能です。
31	ご提示いただいた資料に契約書(案)がございませんでしたが、質問書提出期限前にご確認させていただきたいのですがご提示いただけますか。	本回答に併せて公表します。
32	今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	口座振替です。
33	4月以降、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。	契約締結後は、事情変更等やむを得ない場合の契約単価見直しについて、協議に応じます。